

○近藤主査 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第1回「厚生科学審議会生活環境部会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議は、あらかじめ事務局に傍聴をお申し込みいただいた方を対象に音声配信を行っております。そのため、御発言の際はマイクをお近づけいただき、お名前をお名乗りの上、できるだけはっきりと御発言くださいますようお願いいたします。また、御発言のとき以外はマイクをオフにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。

本日は対面とオンラインを併用したハイブリッド形式で開催しておりますので、オンラインで御出席の委員の皆様へお願い事項について御説明いたします。円滑な議事進行のため、ビデオは常時オンにさせていただきますようお願いいたします。また、御発言時以外はマイクをミュートに設定してください。御発言を希望される場合は、画面上のリアクション機能の「手を挙げる」ボタンを使用し、御発言の意思をお示しください。事務局または部会長がこれを確認し、順次指名させていただきます。指名を受けられましたら、ミュートを解除の上、冒頭でお名前をお名乗りいただいてから御発言ください。なお、御発言終了後は、再度ミュート設定にさせていただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様におかれましては、開催案内の際にお知らせしております傍聴される皆様へのお願いの遵守をお願いいたします。

本部会の進行につきましては、部会長が選出されるまでの間、事務局において務めさせていただきます。私、健康・生活衛生局生活衛生課主査の近藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、栗原生活衛生課長より御挨拶を申し上げます。

○栗原課長 皆さん、こんにちは。厚労省の生活衛生課長の栗原でございます。

本日は皆様、大変多忙のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、日頃より建築物における衛生的環境の確保をはじめ、生活衛生行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜っておりますこと、この場を借りて厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、建築物衛生法に係る制度の見直しにつきましては、これまで本部会の前身であります厚生科学審議会生活環境水道部会のほうで御議論いただいておりますけれども、直近では、令和3年に建築物環境衛生管理基準等の見直しにつきまして、専門的見地から幅広く御議論、御助言をいただいたところでございます。

御案内のとおり、令和6年度に水道行政が他省庁へ移管されることになりまして、それに伴いまして、この生活環境水道部会というのが生活環境部会に改組されまして、本日、新たな体制にとって、実は初めての会議ということになります。委員の皆様の中には、こ

れまでもそちらのほうの部会で御参画いただいた先生もおられると思います。引き続き、御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。また、今回から新たに御就任いただいた委員の皆様におかれましても、それぞれの専門的知見に基づきまして、忌憚のなき御意見をいただければ幸いです。

本日の議題、「建築物衛生法におけるPFASへの対応方針について」となっております。委員の皆様におかれましては、専門的見地から忌憚なき御意見賜りますよう重ねてお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○近藤主査 栗原課長、ありがとうございました。

続きまして、本部会の委員について御紹介させていただきます。お手元の資料1の「厚生科学審議会生活環境部会委員名簿」の順に御紹介させていただきます。委員の皆様は、私の御紹介の後、一言御挨拶いただければと思います。

まず、愛三西尾法律事務所代表、弁護士の井上洋一委員です。

○井上委員 皆さん、こんにちは。弁護士の井上です。よろしくお願いします。

○近藤主査 よろしく願いいたします。

東京科学大学環境・社会理工学院建築学系教授の鍵直樹委員です。

○鍵委員 鍵と申します。よろしくお願いいたします。

○近藤主査 よろしく願いいたします。

埼玉医科大学医学部社会医学教授の亀井美登里委員です。

○亀井委員 亀井美登里と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○近藤主査 よろしく願いいたします。

聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授の高田礼子委員です。

○高田委員 高田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤主査 よろしく願いいたします。

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会執行役員の塚越俊祐委員です。

○塚越委員 塚越です。よろしくお願いします。

○近藤主査 よろしく願いいたします。

宮城学院女子大学名誉教授の林基哉委員です。

○林委員 林基哉です。よろしくお願いいたします。

○近藤主査 よろしく願いいたします。

国立保健医療科学院建築・施設管理研究部上席主任研究官の阪東美智子委員です。

○阪東委員 阪東でございます。よろしくお願いいたします。

○近藤主査 よろしく願いいたします。

一般社団法人日本ビルディング協会連合会常務理事の深井敦夫委員です。

○深井委員 深井です。オフィスビル所有者の集まりの団体です。どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤主査 よろしく願いいたします。

久留米市保健所長の藤田利枝委員です。

○藤田委員 藤田です。よろしく願いいたします。

○近藤主査 よろしく願いいたします。

北里大学医学部教授の堀口兵剛委員です。

○堀口委員 北里大学医学部衛生学の堀口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤主査 よろしく願いいたします。

以上10名となります。

本日は10名全員に御出席いただいておりますので、厚生科学審議会令第7条の規程により、本日の会議が成立したことを御報告させていただきます。

続きまして、厚生労働省の事務局の出席者を御紹介させていただきます。

先ほど御挨拶させていただきました栗原生活衛生課長です。

○栗原課長 栗原です。本日はよろしくお願いいたします。

○近藤主査 井上生活衛生調整企画官です。

○井上企画官 井上でございます。よろしくお願いします。

生活衛生課主査の近藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御確認ください。

まず、議事次第、座席表がございまして、続いて、

資料1「厚生科学審議会生活環境部会委員名簿」

資料2「厚生科学審議会関係規程等」

資料3「令和6年度厚生科学審議会の再編について」

資料4－1「厚生科学審議会生活環境水道部会運営細則 改正案全文」

資料4－2「厚生科学審議会生活環境水道部会運営細則 改正案新旧対照表」

資料5「建築物衛生法におけるPFAS対応について」

参考資料1「建築物衛生法について」

となっております。過不足等がございましたら、事務局等にお申しつけください。

では、冒頭のカメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきます。御退室される報道機関の皆様におかれましては、この時間をお願いいたします。

(カメラ撮り終了)

○近藤主査 続きまして、生活環境部会長の選出等についてです。

資料2を御覧ください。こちらは「厚生科学審議会関係規程等」になります。こちらの3ページ目を御覧ください。厚生科学審議会令の資料となっております。厚生科学審議会令第6条第3項では、部会に部会長を置き、委員の互選により選任することとされております。この委員といいますのは、この部会の親会になりますけれども、厚生科学審議会の委員を指します。本部会においては、鍵委員、高田委員、藤田委員が厚生科学審議会の委員ということになります。このお三方の互選により部会長を選任することとなりますが、

あらかじめ高田委員、藤田委員に御意見を伺った結果、鍵委員に部会長をお引き受けいただくことで御了解をいただいておりますので、その旨、御報告をいたします。

続きまして、部会長代理についてです。同じく厚生科学審議会令第6条第5項で、当該部会に所属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとされております。部会長代理につきましては、林委員に御指名がございましたので、林委員にも御就任の御了解をいただいております。併せて御報告をさせていただきます。

それでは、部会長に御就任いただきます鍵部会長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鍵部会長 御説明ありがとうございます。鍵と申します。不慣れでございますけれども、よろしくお願いいたします。

○近藤主査 ありがとうございます。

それでは、この後の進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。鍵部会長、よろしくお願いいたします。

○鍵部会長 今回、部会長を務めさせていただくことになりました東京科学大学の鍵と申します。第1回目、初の生活環境部会ということで、皆様、御協力のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうを進行させていただきたいと思います。議事次第を御覧いただけますでしょうか。本日の議題としては2つございます。まず、議題（1）「厚生科学審議会生活環境部会について」ということで、こちらについて、事務局から御説明のほう、よろしくお願いいたします。

○井上企画官 事務局から説明させていただきます。お手元にあります資料3「令和6年度厚生科学審議会の再編について」を御覧ください。令和5年に成立した生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整理に関する法律に基づきまして、令和6年に水道整備・管理行政は厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管され、従来、建築物衛生に係る重要事項を審議していた「生活環境水道部会」は「生活環境部会」へと再編されております。

これに伴いまして、審議事項についても、水道に関する重要事項を除いて、「建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項を調査すること。」に変更となっております。

続きまして、資料4-1「厚生科学審議会生活環境水道部会運営細則 改正案全文」を御覧ください。また、適宜、資料4-2、同運営細則 改正新旧対照表についても併せて御確認いただければと思います。こちらは厚生科学審議会運営規則の第10条の規定に基づき、生活環境部会の下に委員会を設置する際、その運営に関して必要な事項を規定するものです。本部会につきましては、生活環境水道部会が再編されたものとなっておりますので、生活環境水道部会運営細則を部会名を含めて一部改正し、生活環境部会運営細則とす

ることとしております。

内容については大きな変更はございませんが、今回は第1回目の部会開催となっておりますので、改めて御説明させていただきます。細則では、主に委員会の設置、構成、運営といったことが定められております。

具体的には、委員会は厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者により構成すること。

委員長は、部会長が委員の中から指名すること。

会議については、指名された委員長が招集すること。

会議や議事録については、原則公開としていますが、公開する場合に個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合等については、全部又は一部を非公開とすることができるという内容が記載されております。

また、この部会の庶務については、私ども健康・生活衛生局生活衛生課において担当すること。

このほか、部会又は委員会の運営に必要な事項については、部会長又は委員長が定めるという内容になっております。

この改正細則案で問題ないかどうか、御審議いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○鍵部会長 御説明ありがとうございます。

こちらでは、改正細則案について御審議いただくということで、委員の先生方から何か御質問、御意見がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特に、水道部門が他省庁に移ってしまったということでございますので、その部分だけということでございます。

(委員首肯)

○鍵部会長 よろしいようでしたら、部会の承認を得たということで、この案どおり決定させていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、議題(2)に参ります。議題(2)「建築物衛生法におけるPFAS対応方針について」ということです。こちらについて、まず、事務局のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

○井上企画官 事務局から、続きまして、議題(2)の資料について御説明いたします。議題(2)は「建築物衛生法におけるPFAS対応方針について」です。こちらについて説明させていただきます。

まず、お手元の資料、建築物衛生法におけるPFAS対応の整理を御覧ください。スライドにつきましては、表紙を含めて全部で8枚になってございます。

ページ番号2とついたページから御説明したいと思います。まず、建築物衛生法におけるPFASへの対応について①ということで、経緯と現状を整理してございます。

経緯の1つ目でございますが、有機フッ素化合物(PFAS)であるPFOS(ペルフルオロオ

クタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）につきましては、難分解性、高蓄積性、長距離移動性といった性質があること等を踏まえまして、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められているところでございます。

2つ目の○、令和6年6月には、内閣府食品安全委員会におきまして、PFASに係る食品健康影響評価が取りまとめられてございます。

そして、3つ目の○、令和7年6月には、環境省において、このPFASに係る食品健康影響評価が取りまとめられたことを踏まえて、関係審議会のほうで審議・答申を踏まえ、水道法に係る関係省令の改正が行われ、令和8年4月から、水道事業者等に対して、PFOS及びPFOAに関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課されているところでございます。

現状を3点整理してございます。

1つ目の○でございますが、多数の者が使用・利用する建築物、特定建築物と申しますけれども、特定建築物の維持管理に関して、環境衛生上必要な事項等を定めている「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、通称「建築物衛生法」と呼んでございます。同法におきましては、特定建築物について、飲料水に関する衛生上必要な措置等としまして、水質検査の実施及び基準に適合する水の供給を求めておりまして、その項目は水道法に基づく検査項目を参照（引用）して設定しているところです。

2つ目の○でございますが、具体的には、①、②、③とございまして、①給水施設内での汚染の進むおそれのある項目（6月に1回）、②消毒副生成物であり水温の高い時期に増加する可能性が高い項目（1年に1回）。1年に1回でございますが、暑い時期ということで、6月1日から9月30日の間に測定するというもの。③地下水に浸透しやすいと考えられる項目（3年に1回）とありまして、このうち①と②につきましては、（ア）水道又は専用水道を利用している場合、（イ）それ以外の水、例として地下水を水源として給水する場合、共通でございます。③につきましては、（イ）の場合についてのみ設定しているところでございます。

3つ目の○でございますが、PFOS・PFOAにつきましては、（ア）水道・専用水道を利用している場合については、水道法に基づき実質的な対応が行われているということで、検査及び基準適合が行われておりますが、（イ）それ以外の水で例えば地下水を水源として給水する場合については、定期検査項目には含まれていない状況となっております。

注釈を2つつけてございます。

1つ目でございますが、特定建築物は全国に4万8000か所ほどございまして、このうち（イ）は数%程度と見込まれるところでございます。これは主要自治体への実態確認結果によるところでございます。

2つ目の注釈でございます。なお、（イ）の場合については、給水開始前に、水道法に基づく全検査項目、現行ですとPFOS・PFOAを含む52項目を検査することが求められているところでございます。

続きまして、スライド3を御覧いただきたいと思います。PFAS対応について②ということとございまして、論点を2点御用意してございます。

1点目の○でございますが、PFOS・PFOAについては、水道法における対応を踏まえ、建築物衛生法に基づく特定建築物における定期水質検査の実施項目として追加してはどうか。具体的には、難分解性などという性質を有し、地下水中に浸透・残留し、長期的に存在し得る物質であることから、「地下水に浸透しやすい物質」として整理し、既存区分である建築物衛生法施行規則の第4条第1項第4号ニ（3年に1回）の対象とすることとしてはどうか。

また、初回の検査については、施行後できるだけ早期の初回検査を要請することとし、その状況について実態把握を行うこととしてはどうかというもの。

論点の2つ目でございますが、PFOS・PFOAの定期水質検査項目への追加に関し、技術的・科学的観点から確認すべき事項はあるかどうか。括弧書きで、上記区分への整理のほか、実務運用上の留意点等の観点でお示ししてございます。

続きまして、背景に係るものを順に紹介するものでございます。スライド4を御覧いただきたいと思います。まず、水道法における対応ということとでございます。

水道法では、PFASを水質検査の対象として新たに追加するということが令和8年4月施行として行われてございます。四角の箱の中に書いてございますが、環境省のPFASのトップページに書いてある事項を見やすくまとめ直したものでございます。

有機フッ素化合物（PFAS）とは、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼んでございまして、1万種類以上の物質があるとされているところ、そのPFASの中でも、先ほど御説明したPFOSとPFOAは、幅広い用途で使用されてきた。これらの物質は、難分解性などの性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められているということでございまして、青字の注釈で、内閣府の食品安全委員会では、「有機フッ素化合物（PFAS）」の健康影響について、令和6年6月25日に開催した食品安全委員会において評価書を取りまとめているということで、URLを含めてお付けしてございます。

そして、1ポツに、繰返しの部分がございまして、環境省では、これらの物質について、水道水の水質基準を新たに設定するため、令和7年6月30日に関係する省令を公布したこと。これにより、令和8年4月から、水道事業者等に対して、これらに関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課されたということ。

2点目が、また、公共用水域等におけるこれらの物質について、それまでの暫定の指針値に代え、「指針値」という形で設定したということでございます。

下半分は、環境省のPFASのトップページを貼り付けたものであります。御参考まででございます。

続きまして、スライドの5でございます。食品安全委員会PFAS評価の概要でございます。内閣府食品安全委員会による健康影響評価につきましては、1枚といった形でまとまって

公表されているものがないということもございますので、食品安全委員会のほうの二百数十ページに及ぶ評価書と、その概要として紹介されている40枚のスライドを1枚に加工した内容でございます。

まず、1つ目の○でございますが、食品安全委員会では、令和6年6月に、PFASについて食品健康影響評価を取りまとめたところでございます。

2つ目の○でございますが、PFOSとPFOAについては、耐容1日摂取量、TDIと呼びますけれども、TDIを設定するとともに、人の健康への影響について評価を実施してございます。このTDIとは、食品安全委員会の資料の中で紹介される説明ぶりとしましては、毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される1日当たりの摂取量という形で御紹介されております。注釈に書いた数字で設定されているところでございます。

3つ目の○でございますが、当該評価を踏まえ、令和7年6月に環境省が水道法関連省令を改正しまして、令和8年4月から、これらの物質が水道水の水質基準及び検査対象となったところでございます。

下半分は、食品安全委員会のほうで、まとめとして、概要40枚の中の38枚目のスライドで紹介されているものを、ここに貼り付けさせていただいたところでございます。

続きまして、ページ番号6でございます。建築物衛生法の法令の構造でございます。やや細かい内容・解説になっておりますので、御了承いただきたいと思います。

まず、大きく3つございまして、1つ目の黒丸が法律、建築物衛生法でございます。第4条で建築物環境衛生管理基準というものを定めておりまして、特定建築物の所有者等、その維持管理の権限を有する者に対しまして、政令で定める基準、これを建築物環境衛生管理基準として定めているわけですが、この基準に従って建物の維持管理をしなければならない。

第2項で、基準は、給水の管理など、環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとするということが規定されておりまして、2つ目の黒丸で、法律施行令第2条に基準の中身が規定されてございます。第2条第2号のイのところでございますが、給水に関する設備を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第4条の規定による水質基準に適合する水を供給することということで、黒枠で囲っております、厚生労働省令で定めるところによりというのが、3つ目の黒丸であります法律施行規則、省令第4条で、飲料水に関する衛生上必要な措置等として規定されているところでございます。

第4条の柱書きでございます。令第2条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによるというところございまして、第3号が水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、または、同条第6項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこととされておりまして、イとロがございまして、イは、先ほど御説明しました6月以内ごとに1回の検査、ロについては、1年に1回、暑い時期に測るものが2つ規定

されておりまして、その対象物質が水質基準省令の各項で該当するものを検査するという形になってございます。

そして、第4号では、地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合はということで、イ、ロ、ハ、ニとなっておりまして、まず、緑の丸で囲みましたイでございしますが、これが給水開始前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うことということで、先ほど御説明しました、52、現行ある項目全てを行うとなっております。

その上で、ロにつきましては、第3号のイとブリッジをかけてございしますが、6月以内ごとに1回行うもの、第3号のイと同じ関係になってございます。

そして、第4号のハでございしますが、青の丸で第3号のロとブリッジをかけてございしますが、これは1年に1回、毎年測定期間中に行うものでございまして、もう一つ、ニでございしますが、3年以内ごとに1回、定期に行うことということで、第4号の地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合というのが、このイ、ロ、ハ、ニというものがかかってくるということでございます。

続きまして、スライド7でございします。ページ番号7の資料を御覧いただきたいのですが、建築物衛生法に基づく水質検査の項目ということでございまして、水道法の水質基準省令との関係を整理してございます。

先ほどの条文も含めて整理したものでございしますが、まず、特定建築物で定期測定が義務づけられている水質基準項目は、全52項目の一部でございまして、以下の3種類に区分されるというものでございます。規則第4条第1項第3号、条文番号が細かくて恐縮ですが、第3号の水道法の水道、水道法の専用水道のグループと、第4号のそれ以外、例えば地下水といったグループに分けられるところでございます。

まず、緑にしたのが給水施設内での汚染ということで、6月に1回。赤が消毒副生成物で、水温の高い時期に増加する。1年に1回。これらについては、水道・専用水道も、それ以外の地下水も共通しておりまして、青については、地下水に浸透しやすいということで3年に1回行うものということで、第4号のそれ以外、地下水を水源にする場合のみを対象としてございます。

無色、色がついていないものが表の中にございしますが、色づけがない項目につきましては、特定建築物で定期的に測定する義務がないということでございます。

そして、もう一つの○でございしますが、第4号の地下水で、水道又は専用水道以外の水ということでございしますが、この地下水を水源として給水を開始する前につきましては、全項目の測定が義務づけられているというところでございます。

そして、資料の最終ページ、8ページ目を御覧いただきたいと思います。水質検査の未実施や基準超過となった場合の対応について整理したものでございます。

まず、上のボックスのところに2つ整理してございしますが、1つ目の○、特定建築物における水質検査の未実施や、基準に適合しない水の供給に関しては、違反の状況を踏まえ

つつ、自治体において報告徴収や行政指導等、必要な対応を実施していくことを想定してございます。これは建築物衛生法に基づく権限行使という立てつけでございまして、もう一つが2つ目の○でございまして、水道等におけるこれらの物質の基準超過に係る対応につきましては、国土交通省・環境省でそれぞれマニュアルがございしますが、ここでは国土交通省においてマニュアル、そして対応事例が整理されていることを挙げさせていただいております。検査強化等による原因究明と並行しまして、暴露防止措置を講じつつ水質改善に向けた対応を短期的・中期的に行っていく内容となっております、特定建築物における基準超過についても、同様に対応していくことを想定してございます。

下半分にある左側が法の立てつけでございまして、建築物衛生法に基づく権限等につきましては、まず、定期測定義務が現行で法の4条としてございます。これについて、未実施又は基準超過があった場合、これはPFOS・PFOAに限らない現行の立てつけも共通でございまして、法第11条に基づく報告徴収と立入検査、そして行政指導が適宜行われ、改善命令等が行われる場合があるのですけれども、この改善命令等につきましては、法第12条を根拠にしております、必要な措置の命令、使用の停止又は制限ということでございますが、まず、注釈に書き込んだ報告徴収と立入検査の実施を前提として、①建物の維持管理が基準に従って行われておらず、かつ、②利用者の健康を損なう、そのおそれがあるなど環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときに実施可能とされるものでございます。

そして、罰則もございまして、注釈に書いてございますが、報告徴収や立入検査の拒否や虚偽等、改善命令等へ違反した場合に罰則の適用があるということでございまして、もう一つ注釈を書いてございますが、現行の規定でも「供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる」こととされてございます。これは現行の飲料水の規定である規則第4条第1項第8号に規定されてございます。

右側に3分の2ぐらい割いておりますマニュアルでございしますが、水道事業者等によるPFOS・PFOA対応マニュアルというものが国土交通省のほうで令和8年3月に策定され、周知されているところでございます。原則、給水栓ということで、給水栓などにおきまして、これらが水質基準超過又はそのおそれが判明した場合の対応について記載しているものでございます。

この中には、飲料水供給施設、飲用井戸等についても網羅されている内容でございまして、例えば、左側のフローにあります水質基準値超過があった場合、応急的な対応として、水質検査結果の確認や再検査、そして住民への情報提供／関係機関への報告。そして、必要に応じて飲用制限を伴う応急給水等がありまして、そして応急対策として、水質検査の強化や代替水源への切替／混合による希釈、浄水処理の強化といったもの。

中期的な対応としましては、モニタリングの実施・継続。必要に応じ施設整備による代替水源への切替・混合／浄水処理施設の導入等といったものが掲げられてございます。

また、併せて、水質改善に向けた対応の手法ということでございます。粒状活性炭処理をはじめ、イオン交換処理、代替水源の利用、上水道の利用といったものなどが、水質改善に向けた対応の手法として既知のものとして紹介されているということで、マニュアルと対応事例を参照させていただいたところでございます。

資料の説明は以上になりますが、以上を踏まえまして、改めまして資料３ページでございますが、論点２つを御用意させていただいているということで、本日御審議いただければと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○鍵部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、議題（２）、本委員会の主議題になると思うのですが、こちらに関しまして、委員の先生方から御質問、御意見ございましたらお願いいたします。その際、手を挙げていただくか、名前を言っていただいて発言いただければ幸いです。いかがでございますでしょうか。

それでは、井上委員、よろしくお願いいたします。

○井上委員 すみません、ありがとうございます。弁護士の井上です。

今、資料を拝見して、対象となる特定建築物は数％と書いてあったのですが、実際、私、地下水を使う特定建築物というのは具体的にイメージができなくて、リスクとかを考える上で、具体的にこういったものが使われているよ、対象になるよというものがお分かりになれば教えていただきたいのですが。

○井上企画官 井上委員、御質問ありがとうございます。事務局から回答させていただきます。

今回の特定建築物、４万８０００あるうちの数％程度が、資料２のところでお示しました現状２つ目の○にある（イ）ということで、水道法の水道又は専用水道を利用している場合以外の水。例えば、地下水ということでございまして、個人のお宅でもそうでございますが、ある程度の建築物でもそうでございますけれども、水に関しては、水道事業として、水道により、一般の需要に応じて水を供給する事業もあれば、専用水道といった形で、寄宿舍・社宅等の自家用水道等として使われるものもありますし、また、それ以外のものも含めて水道として、また、いわゆる水道法の水道とは切り分けて、貴重な資源である地下水を使って浄水して、きれいに飲料水として使うといったケースが一般的にはあるところでございます。

私どもが今回、資料２の注釈の１番目に書きました、地下水の利用施設は数％程度というものにつきましては、同じく注釈として、主要自治体への実態確認結果によるとしてございますが、これは水道法の専用水道の適用がある可能性があるといったものも含めて、全体的に特定建築物のうち、数％程度が地下水を利用している可能性があるということでございまして、そのほとんどが、この実態確認の結果からは、水道法の専用水道を使って、一定の利用者、一定の水量を使うということから、自然におのずと決まる部分もあると思いますけれども、水道法の専用水道として使われているケースがあると聞いております。

よろしくお願いいたします。

○井上委員 ありがとうございます。

○鍵部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

深井委員、お願いいたします。

○深井委員 ビル協の深井です。御説明ありがとうございます。

質問と併せてお願いですけれども、質問としては2つほど。

今の御説明からすると、今回の改正で、資料についている省令は改正前のものだということですね。なので、規則の4条4号の二に20項というのが入っていないけれども、追加するというイメージで思っておけばいいのかということと。

それから、先ほどの先生の御質問とも関係するのですけれども、災害用の井戸とかを用意しているケースがビルでもまああるのですけれども、今回の措置で検査対象になる水源が増えるわけではない。だから、従来からビル管法の定期検査の対象になっているものが対象になる。その対象の中で、一部地下水を使っている、水道じゃないものは、検査項目が増えるという理解でよいのかということが2つ質問で。

それから、お願いといたしましては、お聞きいたしました内容からしますと、いろいろな意味で社会全体でPFAS対応を進めていく上では必要なことかなと思いますので、現時点の知見からすると、この方針で考えていただくのでもいいのではないかなと思っておりますが、私どものビル事業者さんからしますと、ビル管法は割と身近で、結構重たい制度なので、そのビル管法にPFAS対応が導入されたという部分的な情報だけが伝わると、皆さん驚かれるかもしれないなということが気になっています。

今日の御説明にもありましたように、そもそも水道法の水道水源のやつは、そっちできっちり検査が始まっているのですよということとか、あるいは今のビル管法でも、水道水源でも検査しているけれども、ビル側でもう一回検査しているようなもの。例えば、大腸菌のような、水源では検査していても、途中で増えてしまうかもしれないものは、ビル側でもう一回検査しなさいとなっているのだと理解しています。今回のPFASなんかは、基本的には人工由来だと言われているので、恐らくそういう要素はないというお考えなのかなというふうにも理解しますので、それはそれでいいのではないかと思います。そういった周辺情報も含めて丁寧に、この改正が進めばということですから、情報提供をいただきますようお願いしたいと思います。

皆さんにきっちり理解してもらうのが大事なかなと思いますので、その点についてはお願いしたいと思いますし、私どもの業界・協会のほうとしても、これが成案になれば、こういうことになりますよというのは、御紹介しながら周知していければと思っております。

以上です。

○井上企画官 深井委員、御質問と御意見ありがとうございます。

まず、質問の1点目でございますが、本日の審議を経て進めていくということで御了承いただいた場合の話でございますが、対象となる法令は省令でございますが、先ほど御提示いただきました建築物衛生法施行規則の第4条第1項第4号の、細かくて恐縮なのですが、ニというところに水道法の水道、専用水道以外を水源とするもので、地下水などというものについて、イ、ロ、ハ、ニとありますけれども、そのうちのニの3年以内ごとに1回ということで追加してはどうでしょうかということになるところでございます。

深井委員、御理解のとおりでございますが、水質基準省令の20の項のPFOS・PFOA、これはスライドの7に早見表を御用意してございますけれども、今、無色になってございまして、この20の項につきまして、2つ目の御質問に係る部分でございますけれども、飲料水として地下水を使う場合に、既存の水質検査の対象の項目に追加するということを想定しているところでございます。

少し丁寧に申し上げますと、建築物衛生法では、水道法が直接適用されない地下水などを飲料水として利用する特定建築物が、相当限定的ではあるが存在すると承知しておりまして、今回御審議いただいている内容につきましては、水道法が対象としている水道水との整合からも、水道法の対象外となる地下水利用施設をどうするかということでの対応で考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、すみません、深井委員から3点目にありましたお願い事項でございまして、御指摘、よく受け止めたいと思います。こうした見直しを行う時は、何事にも共通しますけれども、技術的な事項でもありますので、改正事項が分かるようにということと、その周知と準備期間を含めて丁寧に設定していくということ。あくまで審議で御了承いただいた場合の話ではございますが、その上で施行に向けて準備していくこと。そのため、丁寧な周知としては、中身を含めて丁寧に対応していくことを考えております。よろしくお願いします。

○深井委員　ありがとうございます。

○鍵部会長　よろしいでしょうか。水質に関しては、基本的には非常に変質するとか、あとは建物内に関してと、それからもともと水源にあるものに対して、うまく分けて、今までも法律としては運用されていたということでございますので、こちらでいきますと、青色のところで3年に1回ということではいかがでしょうかということかと思います。その辺は非常にトピックな物質でございますので、丁寧に御説明していただくといいのかなと考えてございます。ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

阪東委員、よろしくお願いします。

○阪東委員　私も論点に書かれているPFOS・PFOAについて、追加項目とすることには賛同します。

まず、そもそも数%と見込まれるというところが、実際どれぐらいあるのかというのは、先ほど事務局から説明があったように、まだ主要自治体への実態確認結果で確認しただけ

で、正確なことが分かっていないので、ここに書かれているとおり、できるだけ速やかに初回検査を要請することを通じて実態把握を行うという、そこが第1だと思っております。

2 ポツ目のところですが、ここもまだ何とも言いがたいところがありますので、この実態把握を通して考えるべき点を洗い出すということが一番分かりやすいのかなと思います。決めてしまって、これですって行きましょうというわけではなくて、ここの書きぶりからも、まずは実態把握を行うことからということですので、また随時、この部会で状況を見て検討するというやり方が一番妥当なのではないかなと思います。

あと、追加で思うところは、今、特定建築物のお話だけしてはいますが、建築物衛生法では、特定建築物でなくても、それより小さなものでも基準等を準用する努力義務が書いてございますので、3000平米ないものについても、恐らく気になっていらっしゃる方は、そこはどうなのだとということになってくると思うのです。地下水を使っているところは、むしろそういう小さなところが多いのかなという気がして、その辺、基準を変えるということが、特定建築物だけではなくて、努力義務であるほかのところにもいずれかぶってくるので、そういったことも先々見越して検討していく必要があるのではないかと、いうことを申し添えたいと思います。よろしくお願いします。

○井上企画官 阪東委員、御意見ありがとうございます。

まず、1 点目の実態を見ていくことの大切さは、まさにそのとおりでございます、主要自治体だけと言いましても、北から南まで、全国的にバランスを考えて主立ったところに聞いていった、そういう意味の主要でございますので、1700ある市町村まで含めて、全て1つも漏れなくではないというだけでございますが、そうした中で、地下水利用施設の実態を今回、ある程度確認することができたところです。そうではあるのですけれども、PFASの対応ということでございますので、論点の1つ目の○に書かせてもらった実態把握を行っていくこととしてはどうか。その前段階として、3年に1回の対象とすることとしてはどうか、また書きとして、初回の検査につきましては、施行後、できるだけ早期の初回検査を要請することとしてはどうかということと併せて、実態把握を進めていく、深掘りしていくということが大事だと思っております。

そして、2つ目の○の技術的・科学的観点から確認すべき事項ですが、そのときにまた課題が出れば、必要に応じて御相談することもあると思いますので、まずは、先生も言われました、3年に1回の対象に追加することをよしという前提の下で、実態把握を進めていく中で、新たに分かった事実などがありましたら、またその方法も含めて御相談させていただくことになると思います。よろしくお願いいたします。

○鍵部会長 あと、特定建築物以外の建物といいますか、そういうところに対しての対応というのは、今回の議論とは外れるかもしれないですけども、いかがでしょうか。

○井上企画官 特定建築物以外の建物につきましては、建築物衛生法で、阪東先生御指摘のとおり、努力義務になってございます。これは現行が努力義務となっておりまして、

国だけではなくて、自治体も含めて、建築物衛生管理基準の遵守に向けて周知、また指導していくというところが現行でもございますので、その枠組みの中で、PFASだからということだけではなくて、もちろんこのPFASへの対応、大事でございますけれども、現行も含めて総合的に対応していくということを、引き続き確認というか、対応させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○鍵部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにいかがでございますでしょうか。

井上委員、よろしくお願いいたします。

○井上委員 すみません、弁護士の井上です。

もう一点お聞きしたいのですが、検査のコストはどのような感じなのでしょうか。

○井上企画官 井上委員、御質問ありがとうございます。

説明の中でコストを明確に御説明しておらず、失礼いたしました。事前に全国津々浦々、どれぐらいのPFOS・PF0Aに1回の検査料金がかかるのかということを調べておりまして、大体、傾向としましては、1回の検査で下が2万円から上が7万円ということでございまして、その間を取ったところが平均ぐらいの額になっているというような状況でございます。検査料金につきましては、既存の建築物衛生法の他の水質検査項目とセットで行うのかとか、水道法の検査の中で行うのかという、そのセットで行うかどうかといったことを含めて、料金は一概に言えないところがあると思いますけれども、私どものほうで調べたのは、単体で1つの検査をPFOS・PF0Aに関して行う場合の相場として確認しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○井上委員 ありがとうございます。

○鍵部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

亀井委員、よろしくお願いいたします。

○亀井委員 私としては、このPFOS・PF0Aにつきまして、健康影響に関する科学的知見や国の水質基準を踏まえれば、定期水質検査項目に追加するという、今の御発案に関しては妥当と考えます。その上で、技術的な点について、少し確認させてください。

1つは、50ng/Lという低濃度を評価することになるのですが、定量の下限や測定精度、検査機関間の精度管理、これらについてはどのように担保されるのかということを、まず1つ伺いたいと思います。

それから、もう一点、基準値を超えたか否かだけではなくて、例えば継続的な濃度の上昇を早期に把握するという観点も重要だと思います。経年的なデータを蓄積してトレンド評価を行って、必要に応じて検査頻度の増加とか原因の調査につなげる仕組みについて検討しておく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○井上企画官 亀井委員、御質問ありがとうございます。

まず、1点目の技術的精度管理でございますが、空気も水も環境測定・水質測定するときというのは、精度管理は基本のキでございます。建築物衛生法の場合は、上下関係ではないのですけれども、水道法と実質的に相まって水質検査の精度管理を行うという歴史がございます。実際に水道法のほうで水質検査方法が示されているというところがございまして、今、詳細についてまで、精度管理の、ここが精度の肝ですというところを申し上げるのは難しいのですけれども、国内の水質検査の法体系の中で求められている既存の水質検査方法があり、精度管理を上げていくという取組は今後にも必要になると考えてございます。

2点目の、基準値を超えるだけではなくて、継続的な対応の可否というところでございますが、重要な御指摘でございます。3年に1回の測定ということで、3年目、6年目、9年目と測っていくことが、今回御了承された場合には枠組みとしては求められていくのですけれども、今回、論点の1つ目の「また」書きで書きました、初回の検査については、施行後できるだけ早期の初回検査を、法令上の義務的なものかどうかはちょっと置いておいても、要請していくといったことができないかということでお示しさせていただいております。

その結果を踏まえて、環境省では、水質・衛生という観点からマニュアルを示しておりますが、特に国交省の既存のマニュアルも活用しながら、基準を超過した場合、または超過するおそれがあった場合ということ、マニュアルも踏まえて参照しながら、その中の一つの方法として継続的に測定していく、再測定していくということが重要だと思ってございます。こういった整理されたものがございすけれども、実態を踏まえて、その時々でまた考えていくことも必要だと思ってございます。御質問ありがとうございます。

○亀井委員 どうもありがとうございました。

○鍵部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

国交省のマニュアル等を見ますと、どちらかというと水道事業者に関係するところで、今回のような特定建築物単体でということになると、若干考え直すというか、マイナーチェンジしなければいけないのかなというような気もします。その辺も含めて、今後議論は進めていければと思ってございます。

そのほか、いかがでございすでしょうか。よろしいでしょうか。

では、よろしければ、今、御意見等をいただきました。この御意見を踏まえて、事務局のほうで再度必要な修正等を加えさせていただいて、手続を進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。細部等の取扱いに関しましては、事務局、そして私、部会長に一任させていただければと思っております。よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○鍵部会長 御異議ないということでございましたら、ありがとうございます。

それでは、以上、本日の審議事項に関して、2つ終了させていただきたいと思います。

最後に、閉会の挨拶ということで、生活衛生課長にまたお願いしたいと思います。よろ

しくお願いします。

○栗原課長 委員の先生方、本日は御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本当に関心が高い事項という中で、我々も水道法の動きも踏まえながら、このような方針を論点として示させていただいて、様々追加の御意見をいただきながら御了承いただいたというふうに認識しております。

特に、周知の話。それから、これはこれで、まずは走らせるのだけれども、ここからしっかり状況を踏まえながら改善していくべきだという点。まさにおっしゃっていただいたとおり、非常に重要なところだと思いますので、先ほど説明の中でもお伝えさせていただいたとおり、時間的にも、全体の施行についてはしっかりとスケジュールを組みながら、一方で、3年に1回と言いながらも、早めにやっていただいて実態を把握していくというところを、我々も仕組みとしてしっかり持っていきたいと思いますので、また様々な形で御助言をいただければ幸いです。

本日は誠にありがとうございました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○鍵部会長 ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから連絡事項等あれば、よろしくお願いいたします。

○近藤主査 事務局でございます。

本日の議事録は、原稿ができ次第、各委員の先生に送付・確認いただいた上で、厚生労働省のホームページにおいて公表させていただきます。後ほど御連絡いたしますので、御確認のほど、よろしくお願いいたします。

また、今後の進め方につきましては、部会長とも御相談の上、整理し、追って御連絡させていただきます。

事務局からは以上になります。

○鍵部会長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回「厚生科学審議会生活環境部会」を終了いたします。本日はお忙しいところをありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。オンラインの先生方もありがとうございました。